

人権朝会の話 (差別と人権)

第十小学校は、
人権教育を推進し、
多文化共生社会を
めざします。

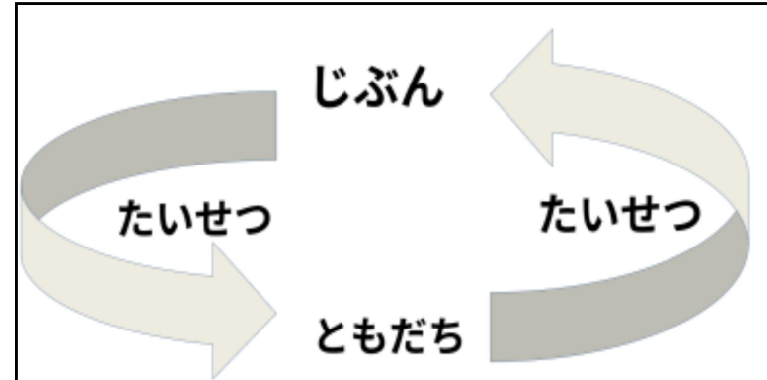
人をバカにして わらうこと



それは、差別（さべつ）です。

「じんけん」とは？

- ・ しあわせにいきる
- ・ うばわれない



子どもの けんりじょうやく
読んでみよう！ 「子どもの権利条約」 第1～40条 白学ユニセフ国際相談

<p>第1条 [子どもの尊厳]</p> <p>18歳に達していない児童を子どもとします。</p>	<p>第2条 [差別の禁止]</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、肌の色、肌の色、髪の色、宗教、言語、政治的見解、民族、経済的地位、出生地、障害の有無、その他の属性にかかわらず、平等に権利をもっています。</p>	<p>第3条 [子どもにもっともよいこと]</p> <p>子どもに関係のあることが決められる、行われるときには、子どもにもっともよいことを選び、それを第一に考えなければなりません。</p>	<p>第4条 [国の義務]</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を尊重するために、国際法と調和のとった法律を制定しなければなりません。</p>
<p>第5条 [親の役割を尊重]</p> <p>国（政府）は、子どもの福祉に照らして、親の役割を尊重します。国は、親の役割を尊重します。</p>	<p>第6条 [命を守る権利・助けを受ける権利]</p> <p>すべての子どもは、命を守る権利、助けを受ける権利をもっています。</p>	<p>第7条 [名前・国籍をもつ権利]</p> <p>子どもは、生まれるとすぐに名前（出生簿など）を付けなければならない。子どもは、名前や国籍をもつことができる。国は、国に属して子どもの権利をもっています。</p>	<p>第8条 [名前・国籍・家族関係が守られる権利]</p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族関係の維持など、自分が自分であることを守る権利をもつべきであることを認めるように努めなければならない。</p>